

# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 則

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款を定める事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法規に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、運送又は取扱を行うこと等により旅行者に運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるものとします。

2 この約款で「海外旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料などの他の費用、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業者取扱料金（更変手続料金及び渡航手続料金を除きます）をいいます。

4 この部（「通航契約」とは、当社が提携するクリケットカード（以下「提携会社」といいます）のカードの名称で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けた場合に、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき旨に以降別に定めし提携会社のカード販売規約に従つて決済することについて、旅行者に手配旅行契約を解消した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定めた支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払なければなりません。

5 この約款で「カード利用料」とは、当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### （手配費金の終了）

第3条 当社が旅行者からの委託をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基く当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかつた場合であつても、当社が手配した結果にあつたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業者取扱料金（以下「渡航料金」といいます）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用料は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかつた旨、旅行者に通知した日とします。

### （手配旅行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を乗じて行う者の他の補助者に代行させることができます。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別定める額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通航契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼人として登録する旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取扱います。

### （契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 通信契約を締結しようとする場合において、旅行者の有するレジットカードが有効である場合、旅行者が運送料金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力團構成員、暴力團関係者、暴力團関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 旅行者が、当社に対する暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

(4) 旅行者が、風説を流布し、偽証を立つて、威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

### （契約成立の時刻）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通航契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面上の特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾の上により手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

### （乗車券及び宿泊料金等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配の上をもつて手配旅行契約として旅行代金を引換し当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

### （契約の変更）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅費代金その他の費用に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該乗車券書面を交付しないことがあります。

2 前項の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行社のサービスの範囲は、当該契約書面に記載するところにあります。

### （情報通信の技術を利用する方法）

第11条 旅行者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとときに旅行者に交付する旅行サービスの書面、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「記載書面」といいます）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該乗車券書面を交付しないことがあります。

2 前項の場合は、旅行者の使用による通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の手に供するものに限ります）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### （契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の更新手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （旅行による仕事解除）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けた旅行サービスの他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （旅行による責務の免除）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

(2) 通信契約を締結した場合において、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金その他の費用の手配代行料金、運送料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （当社による仕事の免除）

第15条 旅行者は、当社の責めで仕事に就く事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けた旅行サービスの他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

### （当社による仕事の免除）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

なければなりません。

2 通航契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用料は、当社が確定した旅行サービスの料金を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前ににおいて、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するところとします。

5 当社は、旅行者に通航契約を締結した場合において、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に当社が負担したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けています。この場合において、カード利用料は、当社が旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

6 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

7 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

8 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

9 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

10 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

11 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

12 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

13 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

14 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

15 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

16 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

17 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

18 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

19 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

20 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

21 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

22 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

23 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

24 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

25 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

26 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

27 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

28 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

29 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

30 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

31 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

32 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

33 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

34 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

35 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

36 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

37 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

38 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

39 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

40 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

41 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

42 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

43 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

44 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

45 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

46 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

47 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

48 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

49 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

50 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

51 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

52 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

53 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

54 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

55 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

56 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

57 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

58 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

59 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

60 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

61 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

62 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

63 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

64 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

65 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

66 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

67 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

68 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

69 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

70 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

71 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

72 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

73 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

74 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

75 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

76 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

77 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

78 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

79 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

80 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

81 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

82 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

83 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

84 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

85 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

86 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

87 当社は、旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、カード利用料とします。

8